

距離が片道2 ㎞以上 ※通園バスを利用している子ど もや町外の保育園などに通う 子どもは対象外

#### 援助額

・通園距離×20円×1年間で保育 園などに通った日数

・保育園などに通う子どもが2人以 上いる家庭は、子ども1人に限る

## ●申請手続

があります。 通っている保育園などから案内

◆申請・問い合わせ先 福祉課 子ども福祉係 **285-4836** 

### 不妊治療助 成

町内に住所を有する夫婦

# 一般不妊治療・不育症治療

継続する3年間を助成します。 治療に要した自己負担額のう 1年度あたり20万円を限度に

# 【特定不妊治療】

## ・助成の内容

限度に9回まで助成します。 た自己負担分について、20万円を 不妊治療助成事業の限度額を超え 1回の治療あたり、秋田県特定

## 神請・問い合わせ先 健康推進課 子育て世代支援係 **☎**74-7758

申請方法

申請書に登記事項証明書などの

# 拡充 空家解体等補助金

助します。 有者等に対して、解体等費用を補 いない空家等を解体・撤去する所 町では、適正な管理が行われて

### ●補助額

自治会 個人 上限100万円(全額補助 上限60万円(補助率5割

## • 対

• 個

または相続人(未登記の場合は) 空家等の所有者もしくは管理者 町税等の滞納がない方で、対象 納税義務者

#### ・自治会

を受けた自治会等 空家等を管理すべき方から委任

# ・対象の空家等

②空家等の適正管理に関する情報 ①空家実態調査で危険な状態の判 定が「2」以上のもの

③居住していた空家等で、個人が 所有するもの(店舗兼住居以外 の店舗および工場は除く)

提供や助言を受けているもの

⑤複数人で共有する場合は、共有 ④抵当権が設定されている場合は 者全員から解体および撤去の同 抵当権設定者から解体および撤 去に同意を得ているもの

⑥公共事業等の補償の対象となっ ていないもの

意を得ているもの

町民生活課 **285-4823** 

#### 対象者

・三種町に所在する事業所

①大館能代空港発着便を利用する

・ご搭乗案内(ピンク色の用紙 は申請に必要なため紛失しな いようお気を付けください。

・申請書に必要事項を記入し、 明書等の写しを貼付の上、企 ご搭乗案内(原本)と身分証 ※申請書とご搭乗案内は返却 より提出してください。 画政策課へ直接または郵送に されません。

り込みます。 口座へ振

# 対象にならない航空券の種類

株主優待運賃(プレミアム、

提出してください。なお、申請す 関係書類を添えて、町民生活課へ る場合は、事前にご連絡ください

# ◆申請・問い合わせ先 消防防災係

## 利用促進制度 大館能代空港

#### 助成額

片道2000円 大館能代空港—羽田空港

・三種町に住所を有する方

・三種町に扶養者を有する学生

【後期高齢者歯科健診】

# ●利用の流れ

②助成金交付申請

# ③助成金交付

望の医療機関にご相談ください。

・申請内容を確認後、

小

児含む)、団体割引運賃、 航空券など 特典

※公費による出張や他の助成を ません。 受けている場合は対象になり

## 企画政策課 企画係 **☎**85-4817

◆申請・問い合わせ先

# 健診と対象者、検査内容 後期高齢者健康診査助成

#### 【後期高齢者健診】 後期高齢者医療制度に加入して 身体計測、血圧、採血、 いる町民 (施設入所者を除く)

・後期高齢者医療制度に加入して 事後指導 いる町民 口腔内診査、 健診結果の説明と

へご相談ください。 に受診したい場合は、健康推進課 診券を送ります。受診券が届く前 受診券5月上旬に対象者へ受

うえ、受診してください。 成しています。詳しくは、受診希 ・その他 不要です。健康保険証をご持参の ●歯科健診 歯科検診は受診券が 人間ドックも同様に助

#### ▼問い合わせ先 健康推進課 医療年金係 **285-2137**